

# 熊本県公報

第13447号  
令和7年(2025年)  
7月4日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (環境保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( ) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( ) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 4

**公 告**

- 令和7年度(2025年度)職業訓練指導員試験の実施…………… (労働雇用創生課) 4
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (環境保全課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 10
- 道路の位置の指定…………… ( ) 11
- 公共測量の実施…………… (監理課) 11
- 公共測量の実施…………… ( ) 11
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 11

**登 載 依 頼**

- 熊本県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則…………… (警察本部警備第一課) 12
- 熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則…………… ( ) 23

## 告 示

**熊本県告示第534号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和7年(2025年)7月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南小国上津江線	阿蘇郡南小国町大字中原字湯田 4273番3地先から 同所 4230番1地先まで	119.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)7月4日

熊本県告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シラサギ	デイサービスセンター米之家	宇城市小川町北新田475-4	令和7年（2025年）7月1日	通所介護

熊本県告示第536号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時までとする。  
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	福祉用具レンタルATS	八代市郡築三番町81-2 チエリープロッサ	令和7年（2025年）7月1日	福祉用具貸与

		ムII105	日	
株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	福祉用具販売ATS	八代市郡築三番町81-2チエリープロッサムII105	令和7年(2025年)7月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第538号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	福祉用具レンタルATS	八代市郡築三番町81-2チエリープロッサムII105	令和7年(2025年)7月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ヒューマンケアプロッサムズ	福祉用具販売ATS	八代市郡築三番町81-2チエリープロッサムII105	令和7年(2025年)7月1日	特定介護予防福祉用具販売

**熊本県告示第539号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人鴻恩会	西ヘルパーステーション	荒尾市一部字中磯128番地1	令和7年(2025年)7月1日	訪問介護

**熊本県告示第540号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
保育所等訪問支援 ひとつぼし 宇土市高柳町字鎌田73番地1	有限会社CSネットワーク 宇土市松山町3941 柴田 真美	令和7年(2025年)7月1日	435230 0216	指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第541号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
えもぎ園ぷらす豊野 宇城市豊野町下郷443-10	一般社団法人友信会 宇城市松橋町萩尾962番地 林田 勝博	令和7年(2025年)7月1日	435270 0290	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第542号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺1丁目3番1号	セントケア看護小規模おぜき 熊本市東区新南部1丁目2-12	431100478	令和7年(2025年)7月1日	看護多機能型居宅介護

**熊本県告示第543号**

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
KIDS DIARY 松原 宇土市三拾町412-8 シティライフ宇土1-4号	一般社団法人優学会 熊本市中央区出水4丁目34番3-103号 中田 貴將	令和7年(2025年)6月30日	435230 0166	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

**公 告**

**熊本県公告第412号**

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
- 試験の科目  
学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)
- 試験の免除  
実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者(以下「全免除者」とい

う。)による受験申請については、6(2)の受付期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

4 受験資格

(1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者  
 イ 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。  
 ア 精神の機能障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
 イ 拘禁刑(※)以上の刑に処せられた者

※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45条。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験の日時及び場所

令和7年(2025年)9月5日(金)午前10時45分から  
 熊本県庁本館13階1302会議室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)

6 受験申請の手続

(1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真(申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

(2) 受験申請書類の受付期間等

令和7年(2025年)7月7日(月)から同年7月28日(月)まで(土日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による提出の場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

受験申請書類は、次に掲げる場所に持参すること。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書の上、送付すること。

熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 受験手数料

受験手数料(学科試験手数料)は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、返還しない。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。

(6) 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は上記(2)の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者の受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は(1)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書(以下「免許申請書」という。)を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。手数料の納付は、熊本県収入証紙を免許申請書に貼付するものとする。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、(5)の受験票は送付しない。

7 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

令和7年(2025年)9月19日(金)に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により、本人宛てに通知する。

全免除者の合格発表は、本人宛てのみ通知する。

9 その他

(1) 受験案内、受験申請書の用紙等(以下「受験案内等」という。)は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課において交付する。

なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外角形2号)を同封し、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課に請求すること。

(2) 受験者のうち希望する者には、口頭にて試験結果(科目の得点)の情報を提供する。

なお、提供を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、提供を行う場所は熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課とする。

- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。  
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課  
電話 096-333-2344 (直通)

**熊本県公告第413号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営戸馳地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称  
県営戸馳地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間  
令和7年(2025年)7月7日から令和7年(2025年)8月4日まで
- 縦覧場所  
宇城市役所

**熊本県公告第414号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字東沖野4045番10  
247.53平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市合生4045番地5  
藤井 隼也  
藤井 一誠

**熊本県公告第415号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木村 敬

- 競争入札に付する事項
  - 業務の名称  
熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借
  - 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班(熊本県庁行政棟新館5階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 業務の内容  
熊本県大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - 納入期限  
令和8年(2026年)2月28日
  - 賃貸借期間  
令和8年(2026年)3月1日から令和13年(2031年)2月28日まで
  - 納入場所  
仕様書による。
  - 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (9) 入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (11) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、競争入札参加資格を有している場合、次の中からいずれの場合でも、本入札に追加する資格を申請受付け内容の変更が必要となる場合は、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

- 1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 平成30年度（2018年度）以降に同様の大気汚染常時監視に係るシステム導入（導入後の保守業務を含む）を受注した実績があること。
- (5) 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を取得していること。なお、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」は認証登録範囲が本調達に関する部門や業務を対象としていること（例：自治体向け／通信機器や通信システムに関する構築・保守等）。
- (6) 納入しようとする機器が仕様書の内容を満たしていること。また、当該機器が故障した際に作業者が6時間以内に当該機器設置場所に到着し、修理することが可能であること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることを確認するため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 2(4)に係る受注実績書及び保守業務に従事できる職員一覧
- ウ 2(5)に係る「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を取得していることを証明する書類の写し（認証登録範囲が本調達に関する部門や業務を対象としていることが確認できる書類であること）
- エ 2(6)に係る機能等証明書及び事業所等調書

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ

- れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和7年(2025)7月24日(木)午後3時まで
- (4) 提出先  
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)7月24日(木)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)8月19日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)8月18日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和7年(2025年)8月19日(火)午前10時  
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)8月18日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含む日数を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含む日数を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
  - ア 納付期限 (3)の申出期限
  - イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班  
電話番号 096-333-2269  
ファックス番号 096-387-7612
    - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
    - ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
    - エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含む日数を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
  - (1) Name and Content of the products to be rent  
Air Pollution Continuous Monitoring Telemetry System:1set
  - (2) Date and Place for tender  
Date: 10:00 a.m. August 19, 2025  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Procurement Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Environmental Coservation Division, Environmental Affairs Burea,  
Department of the Environment and Residential Life

Kumamoto Prefectural Government  
(5th floor of Prefectural Government New Building)  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone:096-333-2269

(4) Other

Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

#### 熊本県公告第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字広崎字西脇1044番  
1,981.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区健軍二丁目25番37号  
宅間 信義

#### 熊本県公告第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字七ツ石2972番46及び同2972番373  
申請面積 588.45平方メートル  
全体面積 2,581.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺二丁目1番28号  
株式会社タウン開発

#### 熊本県公告第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字七ツ石2972番48  
1,016.60平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺二丁目1番28号  
株式会社タウン開発

#### 熊本県公告第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字松ノ本1665番392  
239.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋52番地56セキユレア須屋K棟102号  
面村 壮貴

#### 熊本県公告第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市上庄字城山154番1、同155番1の一部及び同212番1の一部  
1,599.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区清水岩倉二丁目2番10号  
城山ハウジング有限公司

熊本県公告第421号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市中央区上水前寺一丁目12番25号
- 2 築造者の氏名 株式会社MR不動産
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字車地2481番2
- 4 道路の幅員 4.02メートルから5.01メートルまで
- 5 道路の延長 86.13メートル
- 6 指定年月日 令和7年(2025年)6月19日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第59号

熊本県公告第422号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(境界復元測量)	令和7年(2025年) 6月25日から 令和8年(2026年) 2月10日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第423号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(境界復元測量)	令和7年(2025年) 6月25日から 令和8年(2026年) 2月16日まで	宇城市松橋町及び小川町地内

熊本県公告第424号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。  
令和7年(2025年)7月4日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	本田 一臣	菊池郡大津町大字杉水302番地
理事	豊岡 敏則	菊池郡大津町大字杉水312番地2
理事	大村 勝伸	菊池郡大津町大字矢護川2504番地

理事	永田 陽一	菊池郡大津町大字矢護川3065番地
理事	永田 哲也	菊池郡大津町大字矢護川3087番地
理事	大村 真幸	菊池郡大津町大字矢護川1352番地
理事	大村 信一郎	菊池郡大津町大字矢護川1332番地
理事	西岡 公浩	菊池郡大津町大字矢護川230番地2
理事	古庄 隆治	菊池郡大津町大字平川283番地
理事	松岡 一夫	菊池市旭志尾足338番地
理事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川1033番地
理事	澤山 司	菊池郡大津町大字矢護川447番地
監事	今村 鉄夫	菊池郡大津町大字矢護川1319番地
監事	藤坂 龍二	菊池郡大津町大字矢護川2458番地
就任		
理事	合志 孝信	菊池郡大津町大字杉水342番地
理事	合志 美智子	菊池郡大津町大字杉水292番地
理事	本田 光晴	菊池郡大津町大字杉水229番地1
理事	永田 陽一	菊池郡大津町大字矢護川3065番地
理事	永田 哲也	菊池郡大津町大字矢護川3087番地
理事	大村 悦哉	菊池郡大津町大字森777番地8
理事	大村 真幸	菊池郡大津町大字矢護川1352番地
理事	大村 信一郎	菊池郡大津町大字矢護川1332番地
理事	西岡 公浩	菊池郡大津町大字矢護川230番地2
理事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川1033番地
理事	古庄 隆治	菊池郡大津町大字平川283番地
理事	芹川 博文	菊池市旭志尾足319番地
理事	今村 維詔	菊池郡大津町大字矢護川1378番地
理事	大村 礼美	菊池郡大津町大字矢護川1343番地
理事	宮崎 哲男	菊池郡大津町大字真木309番地
理事	本田 一臣	菊池郡大津町大字杉水302番地
監事	今村 鉄夫	菊池郡大津町大字矢護川1319番地
監事	今村 次男	菊池郡大津町大字矢護川1038番地

**登載依頼**

**熊本県公安委員会規則第12号**

熊本県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則を次のように定める。  
令和7年7月4日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

熊本県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 重要経済安保情報の指定に伴う措置（第5条－第8条）
- 第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務
  - 第1節 保護のための環境整備（第9条－第14条）
  - 第2節 作成（第15条・第16条）
  - 第3節 交付、伝達、運搬等（第17条－第24条）
  - 第4節 保管等（第25条－第28条）
  - 第5節 検査（第29条）
  - 第6節 紛失時等の措置（第30条）
- 第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置（第31条）
- 第5章 雑則（第32条－第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県公安委員会において重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により指定された重要経済安保情報（以下「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するために必



赤色の要領を認識する(2) 情報の認識

(3) 重要経済情報

2 前項(指)

第7条(指)

(1) 報

(2) 情報

(3) 保

2 前項(指)

第8条(指)

第3章 第1節

第9条(指)

2 重要

第10条(指)

(1) 携

(2) 携

(3) 携

(4) 携

2 携

第11条(指)

2 携

4 携

書

赤色の要領を認識する(2) 情報の認識

(3) 重要経済情報

2 前項(指)

第7条(指)

(1) 報

(2) 情報

(3) 保

2 前項(指)

第8条(指)

第3章 第1節

第9条(指)

2 重要

第10条(指)

(1) 携

(2) 携

(3) 携

(4) 携

2 携

第11条(指)

2 携

4 携

書

赤色の要領を認識する(2) 情報の認識

(3) 重要経済情報

2 前項(指)

第7条(指)

(1) 報

(2) 情報

(3) 保

2 前項(指)

第8条(指)

第3章 第1節

第9条(指)

2 重要

第10条(指)

(1) 携

(2) 携

(3) 携

(4) 携

2 携

第11条(指)

2 携

4 携

書



情報管理者の定めるところにより行うものとする。

(交付の方法)

第19条 重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書又は重要経済安保情報文書の重  
等管理簿に、重要経済安保情報文書の対象者又はその指し示した職員(法第11条第1項又は第2項の  
規定による)の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、役職、所属部署、所属課室、所属  
第23条 重要経済安保情報文書等の交付は、郵送により行つてはならない。

第20条 重要経済安保情報文書等を記録するときは、封筒又は封入する容器に、封入する文書の  
2 受領書の様式は、別記の様式(文書及び図画)によるものとする。  
3 重要経済安保情報文書等の記録は、郵送により行つてはならない。

第21条 重要経済安保情報文書等を記録するときは、封筒又は封入する容器に、封入する文書の  
2 重要経済安保情報文書等を記録するときは、封筒又は封入する容器に、封入する文書の  
3 重要経済安保情報文書等を記録するときは、封筒又は封入する容器に、封入する文書の

第22条 重要経済安保情報文書等を電気通信により送信するときは、暗号化その他の重要経済  
2 重要経済安保情報文書等を電気通信により送信するときは、暗号化その他の重要経済  
3 重要経済安保情報文書等を電気通信により送信するときは、暗号化その他の重要経済

第23条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名した職員で  
2 重要経済安保情報文書等を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重  
3 重要経済安保情報文書等を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重  
4 重要経済安保情報文書等を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重

第24条 重要経済安保情報文書等の保管は、保全責任者が管理するものとする。重  
2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の名称、登録番号、保管開始日、保管終了日その他  
3 重要経済安保情報文書等の保管管理簿は、別記の様式(重要経済安保情報文書等の保管管理簿  
第4節 保管等

第25条 重要経済安保情報文書等の保管は、保全責任者が管理するものとする。重  
2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の名称、登録番号、保管開始日、保管終了日その他  
3 重要経済安保情報文書等の保管管理簿は、別記の様式(重要経済安保情報文書等の保管管理簿  
第4節 保管等

第26条 重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重  
2 重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重  
3 重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重

第27条 重要経済安保情報文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会い  
2 重要経済安保情報文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会い  
3 重要経済安保情報文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会い

第28条 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
2 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
3 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場

第29条 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
2 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
3 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場

第30条 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
2 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
3 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場

第31条 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
2 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場  
3 重要経済安保情報文書等の奪取その他の重要経済安保情報の漏えいのおそれがある場

第5節 検査

**第29条** 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期実施するものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護状況を臨時に検査するものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、前2項の検査をその指名する職員に行わせることができる。

4 第1項及び第2項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿に記載及び記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているかの確認を中心に行うものとする。

5 重要経済安保情報管理者は、第1項及び第2項の検査の実施状況について、長官の指示に従い、長官に報告するものとする。

**第6節 紛失時等の措置**

**第30条** 職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるとき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員(次号の規定による報告を受けた職員を含む。)が当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告する職員以外は、当該事故の内容を当該重要経済安保情報取扱いの業務を行う職員に報告すること。

2 重要経済安保情報管理者は、前項第1号の規定による報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、必要な調査を行う。かつ、当該重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、前項の規定による調査を実施し、又は措置を講じた場合には、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

**第31条** 職員は、重要経済安保情報若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等(行政文書ファイル管理簿(熊本県公安委員会規則第10号)第2条第3号に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(同条第2号に規定する行政文書ファイル等をいう。)で、重要経済安保情報を記録するものをいう。以下同じ。)の管理が法、令又は運用基準(以下この項において「法等」という。)に従って行われていないとき又はそのおそれがあるとき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員(次号の規定による報告を受けた職員を含む。)が適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。

(2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外は、重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

2 重要経済安保情報管理者は、前項第1号の規定による報告を受けたときは、その事実が重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、前項の規定による調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

**第5章 雑則**

(指定前の取扱い)

**第32条** 指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)

**第33条** 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。

(国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報の取扱い)

**第34条** 前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報については、当該情報の保護に関する国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

**第35条** この規則の実施に関し必要な事項は、重要経済安保情報管理者が定めることができる。

(特例)

**第36条** 重要経済安保情報管理者は、その業務の特殊性に鑑み、特に必要があると認めるときは、長官の承認を得て、重要経済安保情報の保護措置を別に定めることができる。

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 法附則第2条の政令で定める日の前日までの間においては、第3条第4項及び第19条第1項の規定の適用については、これらの規定中「又は第2項」とあるのは、「若しくは第2項又は法附則第2条」とする。

別記様式第1号 (第14条関係)

重要経済安保情報文書等管理簿

登録番号	文書等の件名 (文書番号・媒体)		作成又は 受領の別	交付元	保存期間	指定年月日	指定年月日	有効期間満了年月日
	文書等の件名 (文書番号・媒体)	作成又は 受領の別						
文書等の作成又は受領 年月日								
記録された 重要経済安保情報								
一連 番号	交付先	受領者職名・氏名	年月日	返却者職名・氏名	備考			
重要経済安保情報文書 等としての管理が不要 となった年月日	管理が不要となった理由		廃棄した場合は その方法					

別記様式第2号(第19条関係)

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件 名	
交付所属名	
交 付 者	

上記の文書物件を受領しました(該当するに印を付ける。)

年 月 日

受領所属名	
受領者氏名	





熊本県公安委員会規則第11号

熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和7年7月4日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博  
熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則  
規則第12号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「令第12条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として指名する」を削る。  
第3条第2項中「登録及び保管並びにこれら」を「保管及びこれ」に改める。  
第4条中「委員長及び委員」を「委員」に改める。  
第5条第5項中「前項の」を「同項本文の」に改める。  
第6条第1項中「同条第2項」を「これらの規定を同条第2項」に改め、同条第2項中「したものである」を「したものであり、引き続き当該記載をすることを要しなくなった」に改める。  
第7条第1項中「旧特定秘密文書等」の次に「(令第7条第1項第1号に規定する旧特定秘密文書等をいう。)」を加える。  
第8条「第12条第1項第4号」を「第12条第1項第4号イ(同条第2項において準用する場合を含む。)」に改める。  
第11条第2項中「が他の文書」の次に「(文書又は図画に限り、重要経済安保情報文書等(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。)を除く。以下この項において同じ。)」を加える。  
第14条第1項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第2項中「第16条及び第25条において同じ」を「以下同じ」に改める。  
第20条ただし書中「場合で」を「場合において、」に改める。  
第28条第2項ただし書中「廃棄後速やかにその旨を長官に報告するものとする」を「この限りでない」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。  
3 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を長官に報告するものとする。  
第31条第1項中「熊本県公安委員会行政文書管理規則第2条第2号」を「同条第2号」に改める。  
第32条中「又は物件」を「若しくは物件」に改める。  
第34条中「当該国際約束」を「当該情報の保護に関する国際約束」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。